

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第五条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の表義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）の項を次のように改める。

義務教育諸学校の教科用 図書の無償措置に関する 法律施行令（昭和三十九 年政令第十四号）	第一条第一項	理事長	理事長又は学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。）の代表取締役若しくは 代表執行役
---	--------	-----	--

第四条の表義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の項を次のように改める。

<p>義務教育諸学校の教科用 図書の無償措置に関する 法律施行令</p>	<p>第一条第一項</p>	<p>理事長</p>	<p>理事長又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域 法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項 に規定する学校設置非営利法人をいう。）の代表権 を有する理事</p>
--	---------------	------------	---